

「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」
(令和6年1月) 改訂について

令和6年1月



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目的・経緯

- ◆ 不正アクセス防止等の十分な情報セキュリティ対策を講じることは、学校における安全安心なICT活用のために必要不可欠。**各教育委員会・学校が情報セキュリティポリシー（※1）の作成や見直しを行う際の参考**として、文部科学省は『教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』を策定（平成29年10月）。
- ◆ セキュリティ対策は定期的に見直しを行うべきものであり、これまで随時ガイドラインの改訂を実施。
【令和元年12月改訂】
GIGAスクール構想の始動時に対応するために改訂。
【令和3年5月改訂】
新たに必要なセキュリティ対策やクラウドサービスの活用を前提としたネットワーク構成等の課題に対応するために改訂。
【令和4年3月改訂】
アクセス制御による対策の詳細な技術的対策の追記と、「ネットワーク分離による対策」、「アクセス制御による対策」を明確に記述するために改訂。
- ◆ 今回(令和6年1月)の改訂は、**①「GIGAスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」の提言（※2）等を踏まえた教育情報セキュリティの考え方の提示、②関連法令・指針の改訂・改正に伴う対応、③各自治体における教育情報セキュリティポリシーの策定推進に向けた読みやすさ向上のための構成等見直し**を目的に実施。

※1 「組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書」のこと。

※2 GIGAスクール構想の下での校務DXについて～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～（令和5年3月8日）

https://www.mext.go.jp/content/20230308-mxt_jogai01-000027984_001.pdf

教育情報セキュリティポリシーガイドライン 目次

重要：はじめに

第1編 総則

第1章 本ガイドラインの目的等

第2章 地方公共団体における

教育情報セキュリティの考え方

第3章 教育現場におけるクラウドの活用について

第2編 教育情報セキュリティ対策基準（例文・解説）

1. 対象範囲及び用語説明

2. 組織体制

3. 情報資産の分類と管理方法

4. 物理的セキュリティ

5. 人的セキュリティ

6. 技術的セキュリティ

7. 運用

8. 外部委託

9. SaaS型パブリッククラウドサービスの利用

10. 評価・見直し

第3編 付録

主な改訂内容

① 「GIGAスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」の提言等を踏まえた教育情報セキュリティの考え方の提示

| 項目 | 概要 |
|-------------------------------|---|
| 教育におけるパブリッククラウドの活用を前提とした記載の充実 | <ul style="list-style-type: none">「クラウドを利用したシステム運用に関するガイダンス」（令和4年4月）（※1）等に基づき、パブリッククラウドとプライベートクラウドの混同を避けるためクラウドの定義を明確化ネットワーク統合を前提としたパブリッククラウド活用における適切なセキュリティ対策（例：重要な校務系情報を取り扱う場合は、強固なアクセス制御（※2）による対策を講じること、教職員端末上で重要な情報を表示する際の、児童生徒への誤表示や、児童生徒による不正閲覧が発生することのないよう適切な運用ルールを定めること等）の必要性を追記 |

※1 https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/infra/cloud_guidance.pdf

※2 本ガイドラインにおける「強固なアクセス制御」とは、「GIGA スクール構想の下での校務DX について～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～」（https://www.mext.go.jp/content/20230308-mxt_jogai01-000027984_001.pdf）（令和5年3月8日）p.18 に示されている、インターネットを通信経路とする前提で、内部・外部からの不正アクセスを防御するために、利用者認証（多要素認証）、端末認証、アクセス経路の監視・制御等を組み合わせたセキュリティ対策を指す。

② 関連法令・指針の改訂・改正に伴う対応

改定・改正された関連法令・指針について、教育委員会や学校現場での運用に即した対応を追記

| 項目 | 概要 |
|---|--|
| ②-1 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和5年3月）（※3）への対応 | <ul style="list-style-type: none">クラウドサービスの利用に関する情報セキュリティの国際規格（JISQ27017）に基づいたセキュリティ対策（例：クラウドサービスの利用終了時にクラウドサービス事業者を確認・合意すべき事項など）を記載機器の廃棄及びクラウドサービス利用時における情報資産の廃棄等の管理規定について解説を充実昨今のサイバー攻撃（例：ランサムウェア、Emotet、フィッシング）の特徴と対策について記載 |
| ②-2 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（※4）への対応 | <ul style="list-style-type: none">最新版の用語定義の反映クラウドサービスの定義・分類が明確に伝わりやすくなるよう構成・解説等の見直し |
| ②-3 「個人情報保護法」（令和3年改正）への対応 | <ul style="list-style-type: none">令和3年改正の趣旨を記載地方公共団体ごとに定める個人情報保護条例の多くが個人情報を取り扱う際に個人情報保護審議会への諮問答申を得ることとしていた実態を踏まえて記載していた「諮問答申の際に整理すべき項目の例」について、令和5年4月1日の同改正法の全面施行をもって典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、法改正の趣旨に照らして許容されないこととされたことを踏まえ削除 |

※3 https://www.soumu.go.jp/main_content/000873096.pdf

※4 <https://www.nisc.go.jp/policy/group/general/kijun.html>

主な改訂内容

③ 各自治体における教育情報セキュリティポリシーの策定推進に向けた読みやすさ向上

| 項目 | 概要 |
|---|---|
| 各自治体の状況に応じた対策基準・実施手順の策定を容易にするため構成・内容を改訂 | <ul style="list-style-type: none">ガイドライン全体の構成を見直し（第1編 総則、第2編 対策基準、第3編 付録）クラウド活用に関する基本的な考え方を第1編第3章に集約することで閲覧性を向上教育現場での活用が想定される主なSaaS型パブリッククラウドサービス（学習eポータル、デジタル教科書、デジタルドリル、協働学習支援サービス、デジタルコンテンツ配信サービス、校務支援システム、学校ホームページ作成サービス、緊急連絡網サービス等）を例示し自治体がセキュリティ対策を検討する際に考慮すべきサービスの対象を明確化第2編の対策基準について、具体的に追記修正（例：人的セキュリティ・SaaS型パブリッククラウド利用に関する対策基準）第2編内の対策基準の記載箇所を適正化するとともに、記載ボリューム・表現を見直し第3編 付録 に用語集を追加 |

<主な改訂箇所> ※構成の見直しに伴い、適切な章への移管も合わせて実施【③】

重要：はじめに

→教育におけるパブリッククラウドの活用を前提とした記載の充実【①】

第1編 総則

・ 第1章：本ガイドラインの目的等

→旧1章/2章/4章から移管し集約【③】

・ 第3章：教育現場におけるクラウドの活用について

→旧5章、旧1.9からクラウド活用の考え方を移管、クラウドの定義等を加筆【③】

第2編 教育情報セキュリティ対策基準（例文・解説）

・ 2.組織体制

→教職員と教育委員会事務局職員を加筆【③】

・ 3.1.情報資産の分類

→項として独立 + 重要性分類を例文に移動【③】

・ 3.2.情報資産の管理

→項として独立 + 実施手順に関する事項等を加筆【③】

・ 4.1.サーバ等の管理 →機器の廃棄等について加筆【②-1】

・ 4.6.パソコン教室等における学習者用端末や電磁的記録媒体の管理

→新項として追加【③】

・ 5.1.教育情報セキュリティ管理者の措置事項

→新項として追加【③】

・ 5.2.教職員等の遵守事項

→旧1.5&旧1.6から教職員等に係る内容を集約し加筆【③】

・ 5.3.教育委員会事務局職員の遵守事項 →新項として追加【③】

・ 6.4.不正プログラム対策

→Emotet、ランサムウェア、フィッシング、詐欺サイトについて加筆【②-1】

・ 7.運用

→管理者の規定事項を集約【③】

・ 9.3.SaaS型パブリッククラウドサービス利用における教職員等の留意点

→新項として追加【③】

・ 旧1.11.クラウドサービス活用における個人情報について

→諮問会対応を削除し、9.2解説に一部移管【②-3】

第3編 付録

・ （2）一般用語の解説

→新項として追加し、統一基準群等から引用【②-2】

・ （4）権限・責任等一覧表

→改訂内容を反映【①②③】

※赤字で改訂の趣旨を整理している。

凡例：

①「GIGAスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」の提言等を踏まえた

教育情報セキュリティの考え方の提示に関する改訂

②関連法令・指針の改訂・改正に伴う対応に関する改訂

②-1「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和5年3月）への対応

②-2 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群への対応

②-3「個人情報保護法」（令和3年改正）への対応

③各自治体における教育情報セキュリティポリシーの策定推進に向けた読みやすさ向上に関する改訂

【見え消し版】における改訂箇所の表記

各教育委員会には本ガイドライン「第1編 総則」の理念を踏まえつつ、「第2編 教育情報セキュリティ対策基準（例文・解説）」や、「第3編 付録」を参考にしながら、教育委員会・学校の実態（実現したい学習や校務の環境、費用・運用面のコスト、ネットワークの構築状況等）を踏まえ、関係者（教育委員会・学校の担当者、有識者等）と迅速かつ十分に議論を行い、教育情報セキュリティポリシーの策定・見直しを実施いただきたい。文部科学省においても、学校DX戦略アドバイザーによる相談体制を構築しているため、随時活用されたい。

本来セキュリティは教育関係者が遵守すべき基本理念をしっかりと共有した上で、各教育委員会がそれぞれの状況（費用、活用状況や環境整備状況）に応じて最新技術を随時取り入れながら適切なセキュリティを独自に確保すべきものである。

各教育委員会において教育情報セキュリティポリシーの策定・改訂を行う際には、本文の理念を踏まえつつ、教育委員会・学校の実態（実現したい学習や校務の環境、費用・運用面のコスト、ネットワークの構築状況等）を踏まえ、参考資料はあくまで参考としつつ、関係者（教育委員会・学校の担当者、有識者等）と十分に議論を行い、柔軟に対応されたい。文部科学省においても、ICT活用教育アドバイザーによる相談体制を構築しているため、随時活用されたい。

「第1編 総則」の基本理念は、「対策基準」だけでなく「実施手順」の策定においても踏まえるべきものである。特に、令和4年3月改訂版の以降、本ガイドラインにおいては、GIGAスクール構想における児童生徒1人1台端末、1人1アカウント、それらを利用してクラウドへのアクセスを適切に実現するための明確な基準を示している。GIGA

.....

順」の策定においても踏まえるべきものである。特に、令和4年3月改訂版の本ガイドラインにおいては、GIGAスクール構想における児童生徒1人1台端末、1人1アカウント、それらを利用してクラウドへのアクセスを適切に実現するための明確な基準を示している。GIGAスクール構想及び各施策の実現を促進する情報セキュリティポリシーを定めるため、各地方公共団体においては常に最新

【加筆した文章】

黄色マーカー+赤文字

【削除した文章】

灰色マーカー+青文字取消線

【移管した文章】

移管先：

マーカーなし+赤文字

移管元：

マーカーなし+青文字取消線